

税制抜本改革に向けて

(要望)

平成22年11月

中國経済連合会

はじめに

わが国はバブル崩壊後の「失われた10年」を経て、一昨年のリーマン・ショックに遭遇、長期にわたる経済停滞から脱却できず、巨額の国債残高や社会保障制度への信頼感低下などから、国民の間には閉塞感と将来への不安感が拡がっている。

中国地域においても、少子高齢化の進展、地方財政の逼迫、産業の空洞化などの課題が山積し、地域全体の疲弊・衰退が進んでいる。

こうした難局を打破するためには、政府が当面の景気を下支えするための経済対策と合わせ、「新成長戦略」を前倒して実行に移すと共に、徹底的な無駄の排除などの歳出改革により国民の理解を得ながら、税制の抜本改革を社会保障・財政制度改革と一体的に行っていくことが不可欠である。

このため、当連合会は税制の抜本改革に関する以下の提言を取りまとめた。本問題解決のこれ以上の先送りは許されない。政府には、超党派の議論の速やかな開始、ならびに国民の理解と合意をふまえた上でできる限り早期の改革断行を要望する。

平成22年11月

中 国 経 済 連 合 会
会 長 福 田 督

目 次

1 . 税制抜本改革の基本的な考え方

- (1) 社会保障制度の再構築と財政健全化の両立
- (2) 企業の国際競争力強化による経済の持続的成長の実現
- (3) 税収調達機能や所得・資産再配分機能の強化
- (4) 低炭素社会実現と経済成長の両立
- (5) 分権型社会の実現による地域の自立・再生の促進

2 . 税制抜本改革の具体的な方向性

- (1) 消費税
 - 法人実効税率
 - 研究開発促進税制
 - 欠損金の繰戻還付と繰越期間
 - 税と会計
- (2) 法人税制
 - (3) 個人税制等
 - 所得税
 - 相続税
 - 金融所得課税
 - 社会保障・税共通の番号制度の導入
 - (4) 環境関連税制
 - 環境税（地球温暖化対策税）
 - 税制のグリーン化
 - (5) 地方税制

1. 税制抜本改革の基本的な考え方

(1) 社会保障制度の再構築と財政健全化の両立

少子高齢化や人口減少が急速に進む中で、国民が安心できる持続可能な社会づくりを推進していくためには、持続的な経済成長の実現と合わせ、社会保障制度の再構築が急務である。

一方で、国と地方の長期債務残高は先進国中で最悪のGDP比2倍近くの危機的水準に達する見込みであり、財政再建にも早急に着手する必要がある。

これらを両立させるためには、無駄な歳出削減により国民の理解を得ながら、世代間の負担が公平で、安定収入が見込まれる消費税の引き上げを柱とする税制の抜本改革を社会保障・財政制度改革と一体的に実行していくことが不可欠である。

(2) 企業の国際競争力強化による経済の持続的成長の実現

企業の発展に裏打ちされた経済の持続的成長があつてはじめて、社会保障制度の再構築および財政健全化も可能となる。

グローバル競争が激化する中で、わが国企業の国際競争力を維持・強化するために、国税・地方税ともに法人所得課税に過度に依存している税制の見直しは必須である。

特に、中国地域においては、地域の強みである自動車・造船・鉄鋼・化学など輸出依存度の高い製造業を中心とする「ものづくり産業」の国際競争力の維持・強化を図ることは極めて重要であり、諸外国とイコールフッティングの競争環境整備や戦略的な産業育成を図るための法人税制の見直しが不可欠である。

(3) 税収調達機能や所得・資産再配分機能の強化

安定税収の確保により財政を安定的に支えることと合わせ、子育て世代の重い負担感が一因とされる少子化の進展や、若年層を中心とした低所得勤労者の増加などによる所得格差の拡大・固定化を抑えることは、わが国の将来にとって重要な課題である。

税収の調達機能向上や、所得格差の拡大・固定化の是正、世代間負担の公平化などの観点から、所得税や相続税を見直すべきである。

また、所得捕捉の正確性確保、徴税コスト低減、納税者の利便性向上などの観点から、社会保障・税共通の番号制度の導入も不可欠である。

(4) 低炭素社会実現と経済成長の両立

現在、わが国政府は「2020 年までに 1990 年比 25% 削減」などの中長期目標の設定、更には地球温暖化対策税の導入などを柱とする「地球温暖化対策基本法」の成立を目指しているが、地球規模で低炭素化を推進していくためには、地球環境問題の解決と経済成長との両立という視点が不可欠である。

中国地域には CO₂ 排出量の多い製造業の生産拠点が集積しており、各企業は CO₂ 削減、省エネなどに懸命に取り組んできたが、今後、基本法の成立により企業に過重な負担を強いることに繋がる諸施策が安易に導入されれば、地域産業の国際競争力低下と地域の空洞化を招くものと大いに懸念している。

地球温暖化対策税の導入など新たな施策導入の検討は、CO₂ 削減効果、国民生活や産業に与える影響、既存制度との整合性などについての十分な議論を尽くし、国民の理解と合意を得た上で、極めて慎重に行う必要がある。

また、わが国の企業は世界最高水準にある環境関連技術や製品を開発し、国内外に展開してきたが、今後も更なる技術・製品開発および普及を進めることにより、国内外の CO₂ 削減に貢献できるように、税制のグリーン化を推進するべきである。

(5) 分権型社会の実現による地域の自立・再生の促進

首都圏のみが繁栄・発展する一方で、地方は疲弊・衰退を続けており、中国地域でも都会への人口流出や高齢化に伴い、地方都市における商店街の衰退、中山間地域の疲弊、自治体財政の悪化などが続いている。

こうした現状を改めるためには、「地域主権戦略大綱」に明記してあるとおり、「地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる」分権型国家に「国のかたち」を改めることができが不可欠であり、大綱に記載した諸課題解決に向けた取り組みの加速化および深化が必要である。

政府は、道州制を基本とする「新しい国のかたち」を明確化した上で、国から地方への大胆な権限移譲を行うとともに、その役割に見合った地方の自主財源確保のための地方税制の再構築を推進するべきである。

2. 税制抜本改革の具体的な方向性

(1) 消費税

少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の再構築と財政健全化を両立していくためには、新成長戦略の早期実現による歳入の増大や、徹底した無駄排除による財源の捻出を行い、社会保障制度の透明性・信頼性を確保した上で、新たな負担を国民に求めることが不可避である。

現在、社会保障費は現役世代の保険料に過度に依存しており、新たな国民負担は世代間の負担が公平で、景気変動に左右されにくく安定収入が見込まれる消費税を安定財源とすることが望ましく、景気動向へ配慮しつつ、段階的に消費税の引き上げを実施すべきである。

消費税引き上げの際、低所得者層の相対的負担が重くなる逆進性緩和策としては、基礎消費にかかる消費税額を個人へ還付する所得税の給付付き税額控除制度の導入を検討すべきである。

軽減税率の導入（複数税率化）は、税の中立性の担保が困難であること、納税者及び課税当局の事務負担の増大を招く可能性があることなどから慎重な検討が必要である。

(2) 法人税制

法人実効税率

グローバル化の進展に伴い、世界各国で法人税率の引き下げ競争が進み、他の国々の税率が25～30%の水準にまで低下する中で、わが国の実効税率は世界最高水準（40%程度）にとどまっていることから、企業の国外流出が進んでいる。

輸出関連の製造業が多く立地する中国地域においても、生産拠点の海外移転の進展と共に伴う地域の空洞化は憂慮すべき大きな問題となっている。

わが国企業の国際競争力とわが国の立地競争力を高め、内外からの十分な投資の促進と国内雇用の維持・増加を図ることにより、経済を安定成長の軌道に乗せるためには、法人実効税率の引き下げが必要である。

現下の厳しい財政状況を考慮に入れながら、最終的にはアジア近隣諸国並みの25%を視野に入れつつ、当面は欧州主要国並みの水準である30%を目指して、法人実効税率の段階的引き下げを行うべきである。

研究開発促進税制

わが国企業がグローバル化時代を勝ち抜くためには、イノベーションを継続していく必要があり、政府による成長戦略実現のためにも研究開発への支援は極めて重要である。わが国企業が諸外国に先駆けて先端的な研究開発を推進していくためには、研究開発促進税制は不可欠の税制であることから、法人税法への本則化による恒久化を検討すべきである。

特に、研究開発を行った場合の法人税額の控除限度額の引き上げ（20%～30%）は、期限延長もしくは恒久化すべきである。

欠損金の繰戻還付と繰越期間

2009年度税制改正で、中小企業について復活した欠損金の繰戻還付は、大企業でも復活すべきであり、繰戻期間についても現行の1年から延長すべきである。

また、欠損金の繰越控除期間は7年間と欧米諸国に比べ極めて不利な制度となっているため、延長すべきである。

税と会計

会計の国際化が進む中、わが国でも、2010年3月期から連結財務諸表における国際会計基準（IFRS）の任意適用を認めると同時に、2015年ないし2016年からの強制適用を2012年目途に判断することとされている。

わが国法人税制は、これまで企業会計と密接に関係してきたが、コンバージェンスの流れの中で、国際会計基準の適用が課税ベースの拡大や事務負担の増加など企業の負担増を招かぬよう配慮すべきである。

（3）個人税制等

所得税

所得税は、税収の調達機能向上により基幹税として立て直すとともに、所得再分配機能の強化を図ることが不可欠である。各種所得控除の縮小により課税ベースを拡大する一方で、子育て世代や低所得者層が恩恵を受けられるよう、現行の所得控除から税額控除に移行するなどの見直しを行うべきである。

個人所得税見直しの方策として、所得税の減額と給付金の支給を組み合わせた給付付き税額控除制度については、税金と社会保険料を合わせた負担の公平性確保に加え、消費税率引き上げ時の逆進性緩和策としても有効であり、導入を検討すべきである。

相続税

現在わが国では、相続税の課税割合（被相続人の死亡者総数に占める割合）が約4%と近年低下傾向にあり、その資産再配分機能は低下している。

少子高齢化にともない老後の扶養を社会全体で負担する必要性が高まっていることなどを踏まえ、一部の資産家のみが対象となっている現行の課税ベース拡大とともに、税率構造の見直しを検討すべきである。

金融所得課税

高齢化社会においては、個人金融資産の効率的な運用を促進させる「貯蓄から投資へ」の流れを加速していくことにより経済を活性化していくことが不可欠である。

投資家にとって簡素で合理的な仕組みとなるよう、利子・配当・株式譲渡、投資信託収益等の金融所得の損益通算範囲の拡大、繰越損失の容認など、金融所得課税のさらなる一元化を推進すべきである。

また、2011年12月末に期限を迎える上場株式等に関する配当、譲渡益に係る軽減税率の扱いは、今後の経済情勢などを勘案し、慎重に検討すべきである。

社会保障・税共通の番号制度の導入

納税の透明性・公平性確保、適時・適切な社会保障給付、および税金と社会保険料の徴収事務の効率化などの観点から、社会保障番号と納税者番号の一体運用を視野に入れた共通番号制度を早急に導入すべきである。

制度導入は、プライバシー保護を含めたシステムセキュリティの確保を前提に、住民票コードの活用などによる導入コスト低減や電子行政の推進への配慮も行いながら実施する必要がある。

(4) 環境関連税制

環境税（地球温暖化対策税）

国際的な足並みが揃わない中で、わが国だけが環境税導入による過大な負担を強いられことになれば、企業の国際競争力低下、これにともなう低規制国への生産活動移転による国内産業の空洞化、さらには地球規模でのCO₂排出量増加を引き起こす恐れがあることから、環境税の安易な導入には反対である。

導入の検討は、国内排出量取引制度、再生可能エネルギーの全量買取制度など、導入を検討している他の施策や既存制度との整合性、さらには地球規模でのCO₂削減効果、国民生活や産業に与える影響などについての十分な議論、および国民の理解と合意を前提に、極めて慎重に行うべきである。

税制のグリーン化

地球温暖化対策としては、CO₂削減につながる技術開発投資や製品の普及を促進するインセンティブ税制の充実が重要で、エコカー減税の継続などの税制のグリーン化を推進すべきである。

(5) 地方税制

「地域のことは地域の住民が決めることができる」分権型国家実現のためには、国から地方への大胆な権限移譲と、その役割に見合った地方の自主財源確保のための地方税改革を同時に推進することが不可欠である。

法人住民税と法人事業税の地方法人二税は景気に左右されやすく、特定地域に税源が偏在することから、地方税の安定財源としては適当でない。地方の自主財源としては、偏在性が少なく、税収の安定性も高い地方消費税の拡充を図るべきであり、この際、地方法人二税は法人税への一本化などの縮減を検討すべきである。

併せて、地方の役割に見合った自主財源確保の観点から、国から地方への税源移譲を行い、現在国税を下回っている地方税のウエイトを見直すべきである。その際には、地域間の財政力格差を考慮した新たな調整システムの確立も不可欠である。

以上